

かのん調剤薬局 調剤報酬算定点数一覧（令和7年4月1日施行）

当薬局でお支払いになる医療費は、下記の項目を合算して患者負担割合を掛けて計算しております。1点あたり10円です。

$$\text{調剤報酬点数} = \boxed{\text{調剤技術料}} + \boxed{\text{薬学管理料}} + \boxed{\text{薬剤料}} + \boxed{\text{特定保険医療材料料}}$$

ご不明な点は、受付窓口までご遠慮なくお問い合わせください。

《 調剤技術料 》

項目		算定単位、上限	点数
調剤基本料 1	(複数医療機関の処方箋の同時受付2回目以降は80/100)	処方箋の受付1回につき	45点
分割調剤 (1)長期保存の困難性 (2)後発医薬品の試用		(1)2回目以降の調剤時 (2)2回目の調剤時	5点
加算	後発医薬品調剤体制加算3 (後発医薬品使用率90%以上)	処方箋の受付1回につき	30点
	医療DX推進体制整備加算2	月1回限り	8点

薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬		処方箋の受付1回につき	21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤まで	190点
湯薬	1~7日分以下 8~28日分以下 29日分以上	1調剤につき、3調剤まで (120点+10点/1日分につき)	190点 10点/日 400点
注射薬		処方箋の受付1回につき	26点
外用薬		1調剤につき、3調剤まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算(注射薬のみ) 中心静脈栄養法用輸液 麻薬	6歳以上	1日につき	69点
	6歳未満		137点
	抗悪性腫瘍剤		79点
	6歳未満		147点
麻薬加算 向精神薬加算・覚せい剤原料加算・毒薬加算 自家製剤加算(内服薬、屯服薬)		1調剤につき	70点
			8点
		※予製剤・錠剤分割は20/100	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤(内服薬) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤(屯服薬)		7日ごと	20点
			90点
			45点
自家製剤加算(外用薬) 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パッフ剤、リニメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤		1調剤につき	90点
			75点
			45点
液剤 計量混合調剤加算(内服薬、屯服薬、外用薬) 液剤		1調剤につき	45点
			80点
		(予製剤は20/100)	100/100
時間外加算 休日加算 深夜加算 夜間・休日等加算		基礎額への割増割合	140/100
			200/100
			40点
		処方箋の受付1回につき	

《 薬学管理料 》

項目	算定単位、上限	点数
調剤管理料		
① 内服薬 1~7 日分		4 点
8~14 日分		28 点
15~28 日分		50 点
29 日分以上		60 点
② 上記以外		4 点
加算		
重複投薬・相互作用等防止加算（残薬調整以外）	処方箋の受付1回につき、①または②	40 点
重複投薬・相互作用等防止加算（残薬調整）	①は 1 剤につき 3 剤まで	20 点
調剤管理加算		3 点
医療情報取得加算	初めて処方箋を持参または処方内容の変更 1年に1回	4 点

服薬管理指導料			
① 3ヶ月以内に再来局・手帳の提示			45 点
② ①以外			59 点
③ 特別養護老人ホーム入所者	処方箋の受付 1 回につき		45 点
④ オンライン服薬指導(3ヶ月以内)・手帳の提示			45 点
⑤ ④以外			59 点
加算			
麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合		22 点
特定薬剤管理指導加算 1 イ	安全管理が必要な医薬品の新規処方		10 点
特定薬剤管理指導加算 1 ロ	安全管理が必要な医薬品の変更など		5 点
特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍薬(月 1 回限り)		100 点
特定薬剤管理指導加算 3 イ・ロ	RMP、医薬品選択の説明・指導(初回に限り)		5 点
乳幼児服薬指導加算	6 歳未満の乳幼児の場合		12 点
小児特定加算	医療的ケア児の場合		350 点
吸入薬指導加算	3 ヶ月に1回に限り		30 点

外来服薬支援料 1	月1回に限り	185 点
外来服薬支援料 2	42 日分以下(7 日ごと) 43 日分以上	34 点 240 点
加算 施設連携加算	施設入所患者(月1回に限り)	50 点
服用薬剤調整支援料 1	月1回に限り	125 点
服用薬剤調整支援料 2	重複投薬等の解消に係る実績がある場合 上記以外、いずれも 3 ヶ月に1回に限り	110 点 90 点
調剤後薬剤管理指導料 1・2	月1回に限り	60 点
服薬情報等提供料 1	月1回に限り	30 点
服薬情報等提供料 2	月1回に限り	20 点
服薬情報等提供料 3	3 ヶ月に1回に限り	50 点

《 薬剤料 》

項目	算定単位、上限	点数
使用薬剤料(所定単位につき 15 円以下の場合)	調剤料の所定単位につき	1 点
〃 (所定単位につき 15 円を超える場合)	調剤料の所定単位につき	10 円又はその端数を増すごとに 1 点

《 特定保険医療材料料 》

項目	算定単位、上限	点数
特定保険医療材料料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を 10 円で除して得た点数

在宅未対応の場合は削除(印刷不要)

《 在宅患者に係る訪問薬剤管理指導 》

項目		算定単位、上限	点数
在宅患者訪問薬剤管理指導料			
① 単一建物診療患者が 1 人の場合		月 4 回まで(がん末期患者等は週 2 回かつ月 8 回まで)保険薬剤師 1 人につき週 40 回まで	650 点
② 単一建物診療患者が 2~9 人の場合		※在宅患者オンライン薬剤管理指導料と合算	320 点
③ 単一建物診療患者が 10 人の場合			290 点
加算	麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算	麻薬を調剤した場合 医療用麻薬持続注射療法の場合 6 歳未満の乳幼児の場合 医療的ケア児の場合 在宅中心静脈栄養法の場合	100 点 250 点 100 点 450 点 150 点
在宅患者オンライン薬剤管理指導料		在宅患者訪問薬剤管理指導料と合算	59 点
加算	麻薬管理指導加算 乳幼児加算 小児特定加算	麻薬を調剤した場合 6 歳未満の乳幼児の場合 医療的ケア児の場合	22 点 12 点 350 点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ①疾病の急変 ② ①以外		患者状態の急変に伴う場合	500 点 200 点
加算	麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 夜間・休日・深夜訪問加算	麻薬を調剤した場合 医療用麻薬持続注射療法の場合 6 歳未満の乳幼児の場合 医療的ケア児の場合 在宅中心静脈栄養法の場合 末期悪性腫瘍患者 夜間 400 点、休日 600 点、深夜 1,000 点	100 点 250 点 100 点 450 点 150 点 1,000 点
在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料		在宅患者訪問薬剤管理指導料と合算	59 点
加算	麻薬管理指導加算 乳幼児加算 小児特定加算	麻薬を調剤した場合 6 歳未満の乳幼児の場合 医療的ケア児の場合	22 点 12 点 350 点
在宅患者緊急時等共同指導料		患者状態の急変に伴う場合	700 点
加算	麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算	麻薬を調剤した場合 医療用麻薬持続注射療法の場合 6 歳未満の乳幼児の場合 医療的ケア児の場合 在宅中心静脈栄養法の場合	100 点 250 点 100 点 450 点 150 点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 1 (残薬調整以外) 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 2 (残薬調整)		処方変更が行われた場合	40 点 20 点
経管投薬支援料		初回に限り	100 点
在宅移行初期管理料		在宅患者訪問の初回に限り	230 点
退院時共同指導料		入院中 1 回(がん末期患者等は 2 回)	600 点

《 介護保険における訪問薬剤管理指導 》

項目		算定単位、上限	単位
居宅療養管理指導費			
① 単一建物診療患者が 1 人の場合		月 4 回まで	518 単位
② 単一建物診療患者が 2~9 人の場合		(がん末期患者等は週 2 回かつ月 8 回まで)	379 単位
③ 単一建物診療患者が 10 人の場合			342 単位
④ オンライン服薬指導			46 単位
加算	麻薬指導加算 医療用麻薬持続注射療法加算 在宅中心静脈栄養法加算	麻薬を調剤した場合 医療用麻薬持続注射療法(オンライン不可) 在宅中心静脈栄養法(オンライン不可)	100 单位 250 单位 150 单位